

議案第 5 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項本文の規定により別紙のとおり専決処分したため、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

事件

佐倉市都市計画税条例の一部を改正する条例（平成 31 年佐倉市条例第 11 号）の制定

令和元年 5 月 16 日提出

佐倉市長 西 田 三十五

専決第 2 4 号

専決処分書

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項本文の規定により、次のことについて別紙のとおり専決処分する。

1 事件

佐倉市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定

2 理由

特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるため

平成 3 1 年 3 月 3 1 日

佐倉市長 巖 和 雄

佐倉市条例第11号

佐倉市都市計画税条例の一部を改正する条例

佐倉市都市計画税条例（昭和33年佐倉市条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第39項」を「附則第15条第40項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改める。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第45項」に改める。

附則第17項中「第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項」を「第18項、第19項、第21項から第25項まで」に、「第39項、第42項、第43項、第44項若しくは第47項」を「第28項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の佐倉市都市計画税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成30年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。